

生保裁判連ニュース

第七号 一九九八・四
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(075-241-2244)

福岡で生活保護シンポジウム、一八〇名参加

福岡における二つの

生活保護裁判勝利をめぐりして

弁護士 深堀 寿美

一、去る二月一四日、福岡における二つの生活保護訴訟原告・弁護団は、福岡市立婦人会館において、生活保護シンポジウムを開催しました。社会保障法の第一人者、小川政亮先生をお招き

し、予定時間を大幅に上回ってご講演いただきました。巷ではヴァレンタイン・デイの二月四日、実は朝日茂さんのご命日ということで、講演は始まりませんでした。ドイツにおける状況など

を話され、とても興味深く今後の訴訟の参考にしようと考えました。

二、が、福岡における生活保護裁判は、二つとも相次いで結審しました。すなわち、中嶋学資保険裁判は、昨年一月五日、増永自動車裁判は、本年の一月一日に双方とも主張・立証を終えました。



小川政亮先生

中嶋学資保険裁判においては控訴審段階で、世帯の中心が亡くなった母親と父親が相次いで亡くなって、事実関係を十分に明らかにできなかった面の補充を、情報公開で取った資料をもとに、ケースワーカーの経験を持つ学者に私的鑑定を願いました。学者証人の証言をきっかけに生活保護法の真の趣旨・目的から、本件訴訟の本質も深く掘り下げることができたと思えます。

増永訴訟においては、相手方は増永さんの悪性、すなわち「

歴代のケースワーカーの言うことを聞かない札付きの世帯」との印象を裁判所に与えようとなりました。弁護団はこの立証を逆手に取り、いかに歴代のケースワーカーが、生活保護法の趣旨を理解せず、生活保護法の趣旨・目的に反した意味のない、極言すれば、世帯のプライバシー侵害にもなりかねない尾行や勤務先の張り込み等に終始したかを明らかにしました。最終準備書面も、増永世帯がいかに生活保護法の趣旨である自立に努力した世帯であるか、ケースワーカーらはこの自立を邪魔するような活動しかしてこなかったかを主張し、生活保護法関連の法規をどんなに分析しても法律的

に本件処分 of 正当な根拠は見いだせないことを明らかにしました。

3. 現在、この二つの訴訟、いずれも判決期日が「追って指定」、すなわち、裁判所がきちんと考える時間をとっている状況です。弁護団としては、これは、裁判所がじっくり考え、いい判決を書いてくれる兆候では、と考えています。

4. いずれにせよ、判決までまだ、時間があります。裁判所がその正義観に率直に行政処分の違法を宣言する判決を安心して出せるよう、世論を盛り上げるための運動を進めたいと考えています。今後ともご支援をお願いいたします。

今年度総会、大阪で開催！

今年度総会は、大阪社会福祉・社会保障110番とのタイアップにより下記日程・会場にて大阪市での開催が決定しました。テーマや内容などは後日お知らせします。

《日時》 9月6日 午前10時～午後4時

《会場》 「エル大阪」(大阪府立労働センター)
大阪市中央区北浜東3-14

編集部よりのお願い

最近の原稿は、長文のものが目立ちます。いろいろな思いを伝えたいという気持ちは十分わかりますが、紙面の都合で、今回大幅にカットさせていただいたものもあります。原稿は、2000字以内を厳守していただくようお願いいたします。

一、「住居を有していない人に居宅保護は出来ない」として、大阪市西成区のあいりん地区ホームレスの人々を一律収容保護としてきた大阪市更生相談所長の扱いを変えるための運動が今、大阪で始まっている。

この運動を支えるのは釜ヶ崎医療連絡会議(以下「医療連」という)。後で紹介するAさんのケースがある弁護士に相談したところ、それが私の同期の小久保哲郎弁護士(弁護団の主任)に回ってきて、それが今回の当事者、支援者、弁護士が一体となつての活動に結びつくようになっていった。

これから各ケースについて簡単に説明を行うこととする。ちなみに、これから出てくる大阪市更生相談所長というものは、他の地方の方には聞き慣れないことばかもしれない。これは、大阪市長から委任を受けて生活保護事務を実施する機関の一つであり、「環境改善地区における住居のない要保護者に係る」生活保護事務を管轄している。実質的には、西成のあいりん地区のホームレスを管轄として生活保護の事務をしている機関であると考えて頂いてよいだろう。

二、Aさんは、昨年の八月から野宿生活をしていたところ、体調

を崩し、病院に収容保護されていた大正一五年生まれの女性である。入院治療の結果、一〇月上旬に医師から退院許可をもらったAさんは、もう野宿生活は続けたくない、どこかにアパートを借りて一人で生活したいと考えるようになり、同月二四日、管轄の大阪市更生相談所長宛に居宅保護への保護変更申請書を提出した。しかし、応対した更生相談所の職員はこれを「遺失

出していないが、審査請求後、具体的に住むアパートの目処を付け、敷金が交付されればいつでも借りられるよう手配し、その旨更生相談所にも知らせたところ、変更決定がなされ、敷金等の支給が行われることとなった。Aさんは現在、西成区内のアパートにおいて、西成福祉事務所から生活保護を受けながら一人生活をしている。

三、Bさんは、六五歳の男性であ

護を望み、やはり更生相談所長宛てに居宅保護を求める保護申請を行った。しかし、職員は「更生相談所では居宅保護はやっていない」の一点張りの主張を繰り返し、施設入所するようにとの説得を執拗に行った。Bさんは説得に応じなかったが、更生相談所長は、施設にて保護をする旨の決定を出したのである。

この決定に対しては、すぐに医療連のメンバーを代理人とし

四、次いでCさんは、六三歳の男性、肝硬変や脳梗塞等の持病をもっている。Bさん同様長い野宿生活の末、居宅保護を希望して更生相談所に行ったが、とりあえず一時保護所への入所を勧められ、入所中の平成九年一月一八日に居宅保護への変更申請を行ったが、病気を理由として現段階では施設における療養が適当として却下された。

その後、検査入院を行い、医師から一人暮らしも可能との結果を得たうえで、弁護士を代理人として改めて保護変更申請を行った。ところが、更生相談所では、保護申請は代理になじまないもので申請とは認めないと主張するのみで、変更決定を行おうとせず放置した。そこで、審査請求を行い、現在、更生相談所長の弁明書を待っている状態である。

大阪からの緊急報告

西成に変化が起こりつつある！

弁護士 竹下 育男

物として扱う」と受理せず、後に内容証明郵便で送付しても、それを病院にまで返しにきて、老人ホームの面接に誘おうとするような対応に終始した。

医療連を通じて弁護士が受任した後、更生相談所長宛に「保護変更申請を受理し、速やかに変更決定を行うよう求める」旨の内容証明郵便を出すとともに、一〇月二四日付申請に関して審査請求を行ったのである。

審査請求は現在もまだ結論が

る。不況と気管支炎が原因で就労できない、長い野宿生活を余儀なくされ、これまで二度施設において保護も受けていた。しかし、その度に集団生活に適応できず、野宿生活に戻っていたのである。集団生活に適応できないのは、難聴のため他者との意志疎通が困難であったためである。

Bさんも、自分の年齢を考慮して、これ以上の野宿生活は無理とアパートを借りての生活保

て審査請求が行われ、途中から弁護士も代理人となった。口頭による意見陳述の場も設けられたが、おもしろいのは、Aさんの件について、更生相談所長が、住居を有しない者に対して、居宅保護を行うことは法律上可能との前提で、弁明書を書いているにもかかわらず、Bさんの件では、法律上それは不可能との弁明書を提出していることである。これでは余りにお粗末しか言いようがない。

五、最後に紹介するDさんとEさんは、六七歳と六八歳の男性で(三面につづく)

金沢・高訴訟と宮岸訴訟の報告

気軽に、気長に、ガンバルゾー

弁護士 奥村 回

とくに原稿の締切りは経過しているのに（それでも、もともと余裕をもっての「詐欺的」締切りの場合も、しばしばであると勝手に思っている筆者ですが・・・）金沢は、誠に良い天気。とても原稿を書いているような陽気ではありません。外でのんびり日向ぼっこをすべき陽気です（酒があれば、なお結構！）。

金沢・高訴訟は、来る三月六日に、木下秀雄大阪市大教授および矢嶋里絵東京都立大助教授に対する被告（社会福祉事務所長）からの反対尋問が予定されています。障害者が自分の暮らしを選択する権利としてそれに対する介護を受ける権利が生活保護法においても保障されていること、これが更に明らかになる予定です。国側からの反対尋問の場合、両先生がその学識・能力を一層発揮できる場となるものと期待しています。さて、高訴訟は、従前から報告

しているように、障害者が暮らししていく過程での生活保護受給が問題となつています。ことに、高さん

の場合は、身体障害一級の二四時間要介護という状況で、生活保護によって、きちんと介護が保障されるはずであるということが、国に突き付けられているのです。先般も訴訟とは別に、二四時間介護を就けることができるように、国の特別基準の設定（特別の需要の認定）を求める申請をしましたが、食事が確保される以前に、その食事を食べるための手（介護）が必要だからです。

介護保険法が動きだそうとして、いる中、障害者の生活する権利と介護を受ける権利が、ここ高訴訟で大きな注目を浴びていると思えます。もちろん、加藤訴訟や中島訴訟等で問題とされた収入認定問題（補正性条項の解釈と運用さらに福祉政策全体の問題）についても、

更に歩を進めるべく頑張っています。

単なる地球温暖化の裏返しとしての陽気ではないことを信じて、本日の天気のように、明るく暖かく、頑張るゾー！

原稿の依頼が、宮岸訴訟についてもであることに、今、気付きました。

宮岸訴訟は、東京高裁に係属中で、現在、被控訴人側の反論待ちの状態です。次回は、四月二二日。但し、当方からの学者証人申請につき、裁判所が渋っています。より正確には、一度は拒否しました。しかし、そこは田舎者の強み（何だそれは？）、その拒否を無視して、またしつこく採用を求めているのですが・・・。

その他、プロみたいな人にお願いで、要するに費用がないので興味が高じた方にお願ひしたので、宮岸さん本人及び奥さん

の生活状況をビデオ撮影してもらい、その中で、十分に本件の問題等についても語っていただきまし。そして、裁判所には、検証申請しています。最も理想的には、裁判所を金沢へ連れてきて直に見聞してもらおうことですが（第一審で出張尋問をやらせたことが、第一審での基本的な事実関係認定に

（二面よりつづく）

ある。現在西成区の公園でテント生活をしている。二人で西成福祉事務所に居宅保護を開始するよう求めに行ったが、まず施設に入ってからでないと居宅保護は出来ないと断られている。

このような扱いは不当という確信を持ち、弁護士に委任している。申請にあたっては、Aさんの経験に基づき、アパートの確保の目処をつけてからの申請を行った。

六、さて、この一連の申請及び審査請求については、弁護士が代理人としてついており、弁護団は今では六人になっている。ただ、そのほとんどが若手であり生活保護に関する審査請求等も初めてである。そこで、生活保護裁判連の智恵もお借りしながらの活動となり、特別に会議も

つなぐと評価できます）、本人の体調等も考えてビデオの方法を取りました。

年金や生活保護関係の訴訟では原告の方の年齢・体調等がどうしても気遣われるケースも多い。一方で、裁判は、長く、遠い。

ただ、気軽に、気長に、ガンバルゾー！

開いてもらった。参加した小久保弁護士、医療連のメンバーそして私も、深く感謝している。

この西成のホームレスに關しての居宅保護を求める保護申請審査請求については、今後ますますに件数が増えることが予想される。幸いにも支援団体である医療連の意欲も十分すぎるくらいであり、今後の活動如何に於いては、西成で大きな変化が生じることは十分に期待できる。

ただ、呆れるのは、更生相談所長の言い分であり、代理人による申請は認めないとの主張が飛び出した時には、弁護団一同思ひもしない対応にただ驚くしかない状態であった。審査請求において、審査庁がこのような場当たりの主張に対してどのような判断を下すのが楽しみである。

「サン・グループ訴訟」の紹介

弁護士 板垣善雄

「次々と発覚する知的障害者に対する虐待・搾取」

このニュースをお読みの方々は、既に「サン・グループ事件」のご存知のことでしょう。滋賀県五箇荘町で肩パットを製造していた「サン・グループ」という会社で起こった、従業員である知的障害者を社長が虐待・搾取していた事件です。「サン・グループ」という名前をお知りでなくとも、この一・二年の間、新聞・テレビにおいて、水戸を始め、各地で起こった知的障害者に対する虐待・搾取が、次々と報道されていますから、事のあらすじはお知りのことと思います。

もし、ご存知でない場合、この一月に始まった知的障害者が働く工場を舞台にしたテレビドラマ(TBS系金曜午後10時)をご覧いただければ、およその内容はお分かりいただけます。

「サン・グループ訴訟」とは、一ところで、事件の内容についてくどくどと遠回しな言い方をした

のは、本稿は、虐待や搾取の具体的な内容を伝えるのが目的ではないからです。ここでは、「サン・グループ訴訟」、つまり、サン・グループ事件の真相の解明と被害の回復のため提起された訴訟について、その現状をご報告したいと思えます。しばしの間おつきあいください。

「サン・グループ訴訟」は、サン・グループにおいて被害に遭った被害者一七名の方々(うち一名は亡くなられました)ので遺族である御両親)が、損害の賠償を求めると、具体的には、国や滋賀県に対する「国賠訴訟」と湖東信用金庫と年金福祉事業団に対する「年金訴訟」の二つから成ります。訴訟は、被害者とその家族の方々に結成された「被害者の会」から依頼を受けた「サン・グループ被害者弁護団」(団長：田中幹夫弁護士)が進めています。弁護団は、大阪の若手弁護士を中心とした三五名で構成され、訴訟毎に「国賠班」と「年金班」に分かれて訴訟の準備・遂行にあたっています。

「国賠訴訟」は、もちろんサン・グループの社長も被告としてはいますが、その主張は、更生施設や職安、県の広報誌がサン・グループを優良企業として紹介した責任を、また、従業員らが労基署や福祉事務所に助けを求めていたのにそれらを放置した責任、つまり、「行政の責任」を明らかにしようとするものです。一昨年(九六年)の二・三月に提起され、これまでに七回の口頭弁論を重ね、弁護団の求めに対し国や滋賀県が提出してきた関係書類からは、様々な事実が明らかになってきています。そこで特筆すべきは、被害者ら六人が九二年に県の労働基準局宛に差し出した救済を求める手紙が国から提出されたことです。この手紙を真摯に読めば、虐待や搾取の事実を伝え助けを求めるものであることは、誰もが理解できます。しかも、基準局は手紙を投書として扱い管轄の八日市労基署に移送したうえ、当の労基署でも一度は社長から事情も聞いたようなので、す。にもかかわらず、労基署は訴えを真剣には受け止めず、社長が逮捕された一昨年(九六年)五月になるまで、申告事件とすらしなかったという事実です。尋問が始まれば、さらに様々な事実が明らか

「国賠訴訟」の状況

「国賠訴訟」は、もちろんサン・グループの社長も被告としては

いますが、その主張は、更生施設や職安、県の広報誌がサン・グループを優良企業として紹介した責任を、また、従業員らが労基署や福祉事務所に助けを求めていたのにそれらを放置した責任、つまり、「行政の責任」を明らかにしようとするものです。一昨年(九六年)の二・三月に提起され、これまでに七回の口頭弁論を重ね、弁護団の求めに対し国や滋賀県が提出してきた関係書類からは、様々な事実が明らかになってきています。そこで特筆すべきは、被害者ら六人が九二年に県の労働基準局宛に差し出した救済を求める手紙が国から提出されたことです。この手紙を真摯に読めば、虐待や搾取の事実を伝え助けを求めるものであることは、誰もが理解できます。しかも、基準局は手紙を投書として扱い管轄の八日市労基署に移送したうえ、当の労基署でも一度は社長から事情も聞いたようなので、す。にもかかわらず、労基署は訴えを真剣には受け止めず、社長が逮捕された一昨年(九六年)五月になるまで、申告事件とすらしなかったという事実です。尋問が始まれば、さらに様々な事実が明らか

「年金訴訟」の状況

「年金訴訟」は、湖東信用金庫が従業員の預金や年金が横領されるを知りながらサン・グループの社長に協力し貸付金を強引に回収をしていた責任を、また、年金福祉事業団が法律で唯一年金を担保に融資することが許された公的な機関であるにもかかわらず知的障害者に対して全く配慮を欠いていた責任を問うというものです。昨年(九七年)六月に提起され、二回目の口頭弁論が終わったところです。年金訴訟では、提起にあたり、サン・グループの社長が業務上横領の罪で一年六か月の実刑判決を受けた刑事事件の記録を詳細に検討して、それらを証拠に提出しています。その証拠により、まず、湖東信用金庫の担当者は、サン・グループの社長が「あいつ(被害者)らの貰い忘れの金をわ

しが貰えるようにしたるんやからわしが使うのは当然や」と豪語するのを聞きながら被害者らの年金を返済原資として融資に応じていたとあります。これでは、横領の共犯と言ってもおかしくないでしょう。早期に、信用金庫側が非を認め、解決に向かうことが望まれます。

訴訟の課題

以上のとおり、「サン・グループ訴訟」の目的は、行政や金融機関の知的障害者への福祉的対応を問うものであり、単に当時からかわった個人個人の責任のみを非難・糾弾することではありません。そのため、訴訟の過程では、当時の事実を明らかにすることは、もちろんのこと、では一体それだけがどう対応すべきであったかという具体的なイメージさせていくことが重要となります。このことは、将来の知的障害者への福祉のあり方をも模索することに繋がります。

田中幹夫弁護士は、国賠訴訟の第一回口頭弁論において、この訴訟は「人間裁判」であると標榜されました。すなわち、この裁判は、社会が障害者を人として尊重し共存していくためには、社会の側が如何にあるべきかを問う直そうとするものなのです。

「支援者らの活躍」
ところで、「サン・グループ訴訟」で忘れてはならないことは支援者らの活躍です。そもそもサン・グループ事件が発覚したのは、彦根市にある更生施設「かいせ寮」(もちろん、被害者らをサン・

「五面につづく」

「五面につづく」

奈良・名越事件について

弁護士 北岡秀晃

事案の概要

名越さんは、愛知県にあるトヨタ自動車の下請工場に派遣されて働いていましたが、平成六年六月三〇日の夜勤中に脳出血のため倒れ、以後意識のない植物状態となつて現在に至っています。

名越さんの妻は、郷里の鹿児島を離れて夫に付き添ってきましが、傷病手当以外には収入もなく、病院への治療費の支払はもちろん自らの宿泊費や交通費、食費等にも困るようになり、次第に親族等から借入をするようになりました。

この間、妻は、病院のケースワーカーの勧めに従って、愛知県半田市の福祉事務所に赴き生活保護の申請を申し出しましたが、担当者は障害年金の申請ができることを理由に保護申請を事実上拒否しました。その結果、妻は生活保護を受けられることもできず、結果として病院への未払金や親族からの借入が増加することとなりました。

その後、名越さんらは奈良市内

に転居し、平成八年五月から生活保護を受けるようになり、平成九年五月になって障害年金約二〇〇万円が支給されることになりました。

ところが奈良市は、この障害年金の支給を理由に、生活保護法六三条に基づき保護費を返還するよう命じてきたのです。既に支給された障害年金は、医療機関への支払や借金の返済に充てており、妻はその具体的内容についても奈良市に報告していません。しかるにこの事実を知りながら保護費の返還命令を行ったのが、名越事件の概要です。

審査請求と今後の予定

名越さんから相談を受けた弁護団は、奈良県知事に対する審査請求を行いました。法六三条は資力があるのに保護を受けた場合の規定であり、障害年金の支給裁定前には「資力」は存在しないのだからそもそもこの規定の適用がないこと、半田福祉事務所が事実上保

護の申請を拒否したことが借入金を増額を招く原因となっており、しかるにほぼ支給額全額の返済を命ずることは裁量を著しく逸脱するものであること、返還命令は自立助長という法の趣旨を損なうものであること等がその理由です。しかし、奈良県知事は昨年一〇

(四面よりつづく)

グループに紹介した施設ではありません。)の小迫寮長と今井コーディーネーターの粘り強い交渉の賜物でした。九四年夏、町役場から情報を得た今井コーディーネーターは、小迫寮長と共に関係諸機関へ調査・救出を働きかけましたが、当初ほどの機関も取り合ってくれませんでした。そんな中、被害者の家族と助け合い、一人また一人と退職を促しては、新しい職場と生活の場を提供した結果、九六年五月の社長逮捕に結びついたのです。小迫寮長は、とにかく被害者らの身の安全と将来の生活を優先されたのです。そして、救出が一段落した後に、裁判を考えられたのです。今になって思えば、サン・グループ事件はこのことが大いに幸いしました。これにより「被害者の会」の結束が固まり、その後の裁判の支援体制づくりにつ

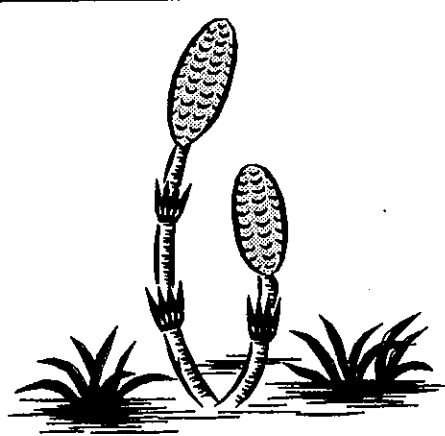
月、不当にも審査請求を棄却する採決を行いました。弁護団では早速厚生大臣に対する再審査請求の手続をとり、現在返還命令の取消訴訟を奈良地方裁判所に提訴すべく準備中です。今後舞台は裁判所へ移ることに なりますが、生活保護行政の現実

いても、さほどの困難もなく進めることができたわけです。

支援の拡大

また、「サン・グループ訴訟」では、裁判所での口頭弁論において、毎回三〇分の時間をいただき当日提出した書面の要旨を説明して、裁判の進行を当事者や傍聴者にも分かりやすくすると共に、裁判の後毎回集会を行い、その日の裁判の内容を報告し、また、その場で支援者の方々からの質問に答えたり、意見を聞かせていただいたりして、互いの理解を深めることに努めています。さらに、集会に参加していただけた方々には、ニュースを送らせていただき、それまでの報告と次回へのお誘いをしていきます。このニュースにも支援者の方々の声を掲載させていただきます。

この雑文をお読みいただき「自分も参加したい」と思っていた方は、事件のあらまし・識者の意見・「支える会」の案内などをまとめましたパンフレット「こころよ」第一集・第二集を各千円で販売しておりますので、ご購入下さい。お申し込みは、弁護士石橋志乃(住所：大阪市北区野崎町六―七 大阪北野ビル六階 梅田総合法律事務所、TEL：〇六一三六二―四二〇〇)まで。



を社会的にも明らかにし、最低生活を保障しつつ、真に自立を助長できる行政を実現するための闘いの場として位置づけ、努力したいと思っております。どうかみなさんのご支援をお願い致します。

名古屋林訴訟は今・・・

無茶苦茶な事実認定をした控訴審判決

藤井井克彦 (笹島診療所ソーシャルワーカー)

九七年八月八日、名古屋高裁は大方の予想に反して、林訴訟の第一審判決を覆して、名古屋市民生局側の請求を全面的に認めた。新聞記者によると、名古屋市民生局保護課長までが、その「勝訴判決」に驚いた(もっとも、法解釈では、一審判決を踏襲していることについて困惑していた)とのことである。一審判決が、林さんは申請前は可能な限り職を見つけて稼働したが、申請時は就労しようとしても実際に就労する場がなかったのであり、利用できる稼働能力を活用していなかったとはいえない、としたように、最大の争点は、生活保護法第四条一項をめぐりものである。

就労場所の有無に関する判決内容
控訴審判決は、まず求人状況は、①愛知県の職業別常用職業紹介状況の有効求人倍率は、保安の職業二・七三倍、建設の職業四・四九倍、などであった。②ただし五五才以上の場合は、かなり落ち込む

ことは否定できない。③九三年度の日雇労働の当日求人状況は、年間五人に過ぎなかった。④九三年二月頃は、建設・土木工事の日雇仕事は例年より需要が落ち込み、就労できない日雇労働者も多かった。⑤九三年五月以降は、野宿者が急増し、多い時で四百人を超える状態であった、と認定した。一方、求職活動については、①肉体的負荷の高い仕事を求めていたと推測されるが、そうした仕事に固執せず、肉体的負荷の少ない仕事に就労すべきであった。②常用職業の求人の方がかなりあった職安に就業先を紹介してもらったり、新聞雑誌等の求人欄を参考にしたり、求職の範囲を広げて、真摯に就業のための努力をすべきであった。③職安から二、三の就業先の紹介を受け、面接の機会を得たのに、毛髪を整えないため採用を断られた、とした。

結局、①当時の日雇労働の求人や紹介状況は、かなり厳しいものであったことが認められるが、前

記有効求人倍率からすれば、必ずしも厳しい状況にあったとはいえない。②職安で職業紹介を受け、真摯な態度で求人先と交渉すれば就労の可能性はあったと推認することができる。③以上によれば、被控訴人の就業の機会、就業の場が存在することの可能性を否定することはできないのであり、法四条一項の補足性の要件を充足していない、とした。

事実を歪曲した認定と結論
求人状況といういわば客観的な事実は、前記②から⑤は被控訴人に有利なものであるが、判決はこれを無視して、①の一部職種の有効求人倍率のみによって、「職業紹介状況は必ずしも厳しい状況にあってとはいえない」とした。極めて恣意的な判断である。しかも、唯一頼りにした数値は全年齢の平均数値であり、年齢階層別に見れば、例えば、判決が挙げる保安職の有効求人倍率についても、九七年七月(当時の資料はない)では、

二・一〇だが林さんの年齢が該当する五五才以上では〇・六五と著しく低くなる。年齢を考慮すれば、判決のいう「推認」は、直ちに崩れる。また、職安での常用職業紹介といっても、住み込み求人は少なく、年齢や種々の資格という条件を考慮すると極めて少なくなる。次に、求職状況といういわば被控訴人の主体的な状況については、肉体的負荷の高い仕事に固執していたという推測は、根拠が全くない。笹島周辺での求人は軽作業もあり、ガードマン・清掃や工場内労働なども含まれ、被控訴人は当然のことながらこれらも探している。職安を通して真摯な態度で求職すべきというが、野宿になれば、服はすぐに汚れ、汗の臭いもし、お金がないので風呂にも入れないので、こざっぱりすることもできない。野宿という状況では面接しても無理だと職安職員がいう現実であり、現に被控訴人も以前そうした経験をしている。九月に職安で二、三紹介を受け面接の機会を得たとされたことも、ファイルで二件見つけたので、職員のところへいったところ「その服装ではダメだ」といって紹介しなかったのであり、さらに探してやっと見つけた求人面接で断られた真の理由

由は、毛髪を整えていなかったというのではなく、シート・枕・ふとんなどを沢山持って階段を上がり下りしなければならず、軽作業希望の被控訴人では仕事に耐えられないと判断されたからである。判決は、こうした事実を歪曲したり無視している。

結局まず判決は、前提となる求人状況において事実を歪曲し、無理矢理求職状況につなげ、求職状況においても事実をねじ曲げ、推測によって努力が足りないとし、最後には、「就業の場が存在することの可能性が否定できない」としている。ここでは、事実を歪曲するだけでなく、求人状況という客観的な要因を重視しないで、「真摯な態度」「真摯な努力」という主体的な要因を重視するとともに、他方では、「可能性」の「推認」や「推測」という裁判官の主観的な判断を重視している。しかも、「就労の場の存在の可能性を否定」という論理的にはできないことを、被控訴人に要求している。何重にも無茶苦茶な判決である。

(中略)
林さんは、怒りを持って昨年八月一九日に上告し、一〇月には上告理由書を提出して、詳しく控訴審判決を批判した。